

**建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請 手数料算定表**

延べ床面積		住宅部分			非住宅部分			
		適合証等 あり	適合証等なし		適合証等 あり	適合証等なし		
			仕様基準	その他の場合		モデル建物法	その他の場合	
A	戸建	~ 200㎡未満	6,900	20,000	37,000	-	-	-
		200㎡ ~	7,400	22,000	42,000	-	-	-
B		~ 300㎡未満	12,000	37,000	74,000	12,000	93,000	238,000
		300㎡ ~ 2,000㎡未満	28,000	66,000	126,000	35,000	158,000	388,000
		2,000㎡ ~ 5,000㎡未満	66,000	126,000	222,000	103,000	264,000	563,000
		5,000㎡ ~ 10,000㎡未満	103,000	181,000	310,000	151,000	339,000	689,000
		10,000㎡ ~ 25,000㎡未満	165,000	328,000	604,000	198,000	415,000	823,000
		25,000㎡ ~ 50,000㎡未満	234,000	533,000	1,045,000	239,000	482,000	935,000
	50,000㎡ ~	368,000	940,000	1,923,000	352,000	644,000	1,187,000	

【一戸建ての住宅の場合】

		床面積 ¹	算定表適用欄	金額	備考
	適合証等あり	㎡	- A	円	
等適合し証	仕様基準 ²	㎡	- A	円	基準適合認定申請のみ
	その他の場合	㎡	- A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

		床面積 ¹	算定表適用欄	金額	備考
	適合証等あり	㎡	- B	円	
等適合し証	仕様基準	㎡	- B	円	基準適合認定申請のみ
	その他の場合	㎡	- B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合⁴】

		床面積 ¹	算定表適用欄	金額	備考	
住宅部分	適合証等あり	㎡	- B	円		
	等適合し証	仕様基準	㎡	- B	円	基準適合認定申請のみ
		その他の場合	㎡	- B	円	
非住宅部分	適合証等あり	㎡	- B	円		
	等適合し証	モデル建物法 ³	㎡	- B	円	
		その他の場合	㎡	- B	円	
計		㎡	計	円		

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無⁵】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無		

- 床面積は建築確認申請上の本認定申請に係る床面積を記入する。変更認定申請の場合、変更する部分の床面積を記入する。
- 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省基準省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合をいう。
- モデル建物法とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準により適合確認をする方法をいう。
- 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。
- 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。
- 法第35条に係る建築物の容積率の特例を受ける者は、軽微変更該当証明申請はできません。